

令和5年12月21日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

社会常任委員会
委員長 新留 久味子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第80号議案 宗像市手数料条例の一部を改正する条例について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 戸籍法の改正により、令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍謄本等の請求が可能となることから、広域交付に係る証明区分を追加する。なお、手数料の額に変更はない。
- 2 戸籍法の改正により、今まで紙で管理していた戸籍届書等を令和6年3月1日からデータ管理していくこととなる。そのため、データ管理された戸籍届書等について証明する場合の証明書の区分を追加する。なお、手数料の額に変更はない。
- 3 行政手続に必要な戸籍謄本等の提出について、手続先の行政機関のシステムで戸籍情報を呼び出すために必要な電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することで戸籍謄本等の提出を省略できるようになる予定であるため、識別符号に係る発行手数料を定めるものである。手数料の額を戸籍証明1件につき400円、除籍証明1件につき700円とする。ただし、識別符号を取得した時点の戸籍情報のみ呼び出すことができ、識別符号の有効期限は3か月である。
- 4 セキュリティー対策として、各自治体間のデータのやり取りについては、国から各自治体に支給された専用サーバーと専用回線を使用する。また、全国の戸籍情報を各自治体の職員が見られるようになるが、端末に入る際の二要素認証、年に1度の法務局の現地指導、必要があれば国からの指導などが実施される。

【意見】

(賛成意見)

- ・どこの自治体からでも戸籍謄本等を請求できるようになることは、市民の利便性が高まることから評価できる。戸籍は重要な情報であるため、本市で本年6月に発生した個人情報の流出等のトラブルがないよう、セキュリティー対策が担保されていることを確認した上で進めてほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。